

「国分寺市認証保育所等保護者助成金」の御案内



国分寺市認証保育所等保護者助成金（以下、「保護者助成金」といいます。）では、これまで認証保育所や家庭福祉員を利用している保護者へ対し、児童1人あたり月額10,000円を上限に助成していましたが、令和5年10月より第2子以降の助成額及び対象施設を拡大しました。助成対象となる要件や制度内容、申請方法を以下のとおり記載いたしますので、こちらの案内を必ずお読みいただいたうえで、必要書類を保育幼稚園課給付管理係まで御提出ください。なお、提出期限を過ぎた場合には申請書類をお受けすることはできませんので御了承ください。

【助成の対象となる方】

助成の対象となるのは、次の（１）～（４）のすべてを満たす児童が認証保育所、家庭福祉員または認可外保育施設（※１）（以下、認証保育所等という）に在籍した場合における保育料（※２）です。

- （１）月の初日において住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されていること。
- （２）月の初日に認証保育所等に在籍していること。
- （３）保護者と認証保育所等との間で締結された利用契約（月120時間以上の利用に限る※３）に基づき在籍していること。
- （４）認可外保育施設の保育料にあっては、第2子以降（※４）であること。

※１ 認可外保育施設とは、「認証保育所」及び「家庭福祉員」を除いた認可外保育施設のうち、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設に限ります。市内・市外施設を問いません。対象施設は下部QRコードで市ホームページを開き、ページ内の都福祉局ホームページより御確認できます。

※２ 保育料以外にかかる料金（入園料、給食費、行事参加費など）は、助成の対象になりません。

※３ 認証保育所と月120時間未満の利用契約を締結している方は、お問い合わせください。

※４ 「第2子以降」とは、児童が被監護者（児童の保護者に監護され、当該保護者と生計を一にする者をいう）のうち、最年長者以外の者であることを指します。

※ 月の途中から入所した場合は、翌月分から本助成金の対象となります。

※ 夜間のみのもので、一時保育等は本助成金の対象になりません。

※ 施設等利用給付認定が「ある」「なし」については問いません。



【助成上限額】

要件	第1子		第2子以降					
	対象施設		対象施設					
0歳児～2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・認証保育所 ・家庭福祉員が保育を行う施設 	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・認証保育所 ・家庭福祉員が保育を行う施設 ・認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されているもの） 	<table border="1"> <tr> <td>住民税課税世帯</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>25,000円</td> </tr> </table>	住民税課税世帯	27,000円	住民税非課税世帯	25,000円
住民税課税世帯	27,000円							
住民税非課税世帯	25,000円							
3歳児～5歳児		10,000円		20,000円				

《補足》

幼児教育・保育の無償化（施設等利用費の請求※）と、当助成金を併せて受けることができます。この場合は、保護者が支払った保育料から無償化給付額（施設等利用費）を差し引いた額に対して助成します。

※子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号認定（施設等利用給付認定）を受けた児童の保護者に対し、給付を行っています。給付内容は、非課税世帯で保育の必要性の認定のある0～2歳児については月額上限42,000円、保育の必要性の認定のある3～5歳児については月額上限37,000円が給付されます。

【施設等利用費との具体的な例】

例1）0歳児，非課税世帯，施設等利用給付認定あり，第3子，保育料64,000円の場合

→保育料64,000円－無償化給付分42,000円＝助成対象経費22,000円

→この「22,000円」に対し保護者助成金が適用される。

→よって，助成対象経費と保護者助成金を比べて低い金額（助成対象経費22,000円＜保護者助成金25,000円），この場合「22,000円」が実際の助成額となります。

例2）3歳児，課税世帯，施設等利用給付認定あり，第2子，保育料58,000円の場合

→保育料58,000円－無償化給付分37,000円＝助成対象経費21,000円

→この「21,000円」に対し保護者助成金が適用される。

→よって，助成対象経費と保護者助成金を比べて低い金額（助成対象経費21,000円＞保護者助成金20,000円），この場合「20,000円」が実際の助成額となります。

例3）2歳児，課税世帯，施設等利用給付認定あり，第2子，保育料60,000円の場合

→認定はあるが，2歳児の課税世帯であるため無償化給付の対象外

→保育料「60,000円」に対し保護者助成金が適用される。

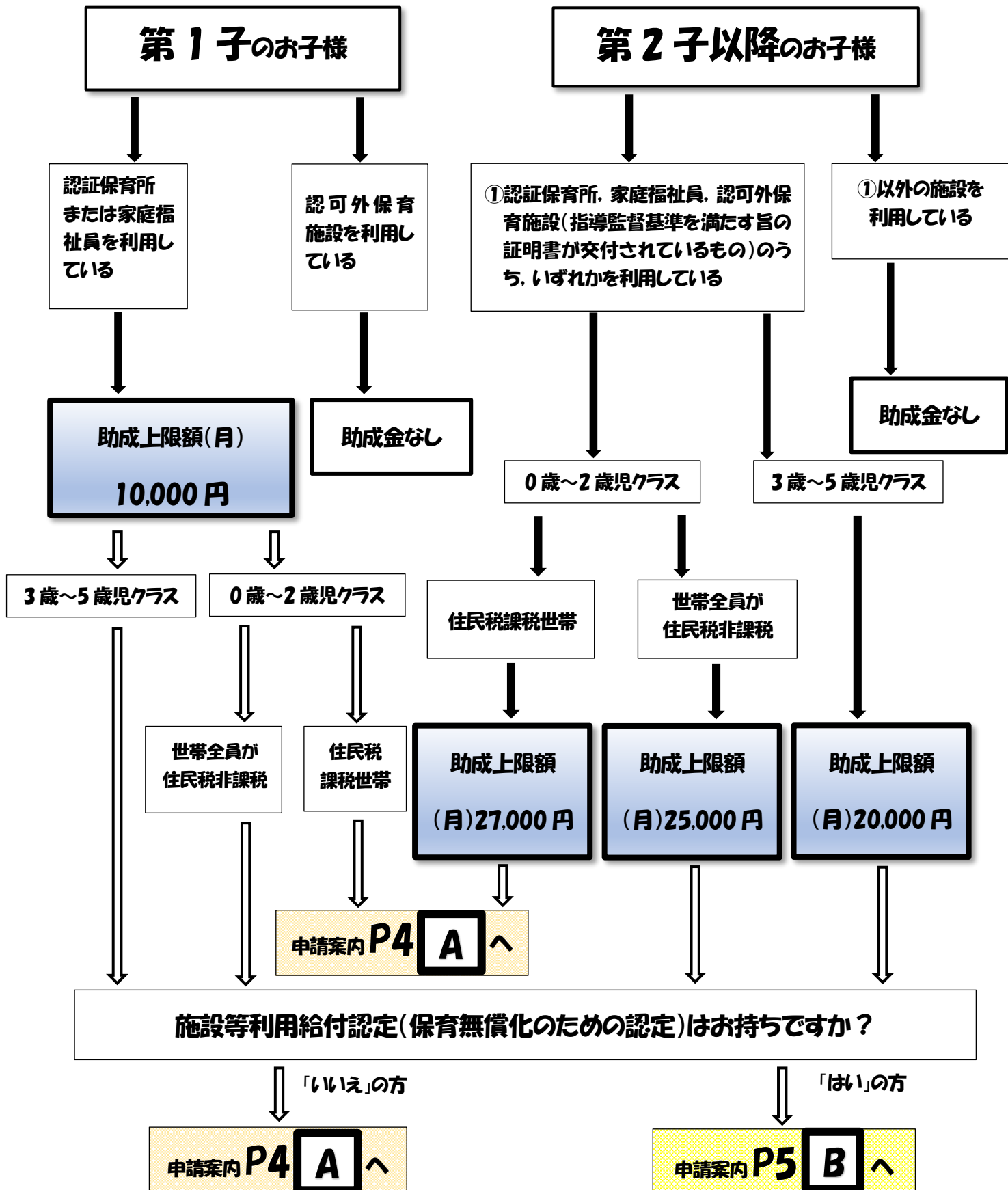
→よって，助成対象経費と保護者助成金を比べて低い金額（助成対象経費60,000円＞保護者助成金27,000円），この場合は「27,000円」が実際の助成額となります。

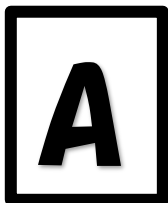
【申請の手続きについて】

本助成金は，保護者が施設へ支払った保育料の「6か月分」を，あとからまとめて申請いただきます。当市では前期（4～9月分）と後期（10～3月分）に分けて申請いただいておりますが，今回は【令和5年後期（10～3月分）】の御案内となっておりますので，必要書類一式を必ず期日までに御提出ください。

保護者助成金フローチャート

※当てはまるものを選択して下へ進んでいただくと、AまたはBのページが示されます。示されたページ内容を必ず確認のうえ申請書等の準備をしてください。





「保護者助成金」が申請できます。

((住民税課税世帯の0～2歳児および施設等利用給付認定のない0～5歳児))

【申請書配布場所】

- ・通園している保育所（補助金対象施設である市内・市外認証保育所，市内・市外認可外保育施設）
 - ・保育幼稚園課（市役所第2庁舎1階）
- ※市ホームページからもダウンロードできます。ページ番号検索「1001118」

【申請書類】

・第1子のお子様の申請書類（申請書のみ提出，添付書類は不要）

- 「国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書」様式第1号（第6条関係）

・第2子以降のお子様の申請書類

- 「国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書」様式第1号（第6条関係）
- 「契約書の写し」→認可外保育施設と入園時に交わした利用契約に係る契約書や申込書のコピー，または契約時間等が記載されているもの（認証保育所は不要です）
- 「領収証」→申請期間の月ごとの保育料が分かる領収証（原本），またはその他保育料の額及び保育料を負担したことを証する書類
- 「(非)課税証明書」→0歳～2歳児クラスのお子様の申請のうち，
令和5年1月1日に国分寺市の住民登録がない方は添付ください。
非課税世帯は，世帯全員分の非課税証明書を添付ください。
(令和5年1月1日に国分寺市の住民登録がある世帯は添付が不要です。)



※振込先にお子様の口座は指定できませんので御注意ください。

【受付期間】

「国分寺市役所保育幼稚園課」に郵送，または持参により提出してください。

〈期限厳守〉

令和6年3月11日（月）から令和6年3月22日（金）まで

***郵送の場合は必着**

※受付期間内に書類の提出がなかった場合，郵便事情その他の理由にかかわらず，審査の対象外となり，助成金のお支払いができなくなる可能性があります。提出をお忘れにならないでください。特別な事情等がある場合には，事前に連絡をお願いいたします。

【決定通知書の発送】

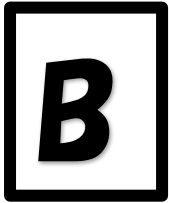
令和6年4月中旬から下旬頃を予定

※保育幼稚園課において，申請書類を審査のうえ，交付決定の可否と支払金額を決定します。

【助成金振込日】

令和6年4月下旬頃を予定

※助成金は交付決定通知書発送後に振り込みます。



「保護者助成金」プラス「施設等利用費」（無償化給付）

両方の申請ができます。

- ・住民税非課税世帯で施設等利用給付認定のある0～2歳児
- ・施設等利用給付認定のある3～5歳児

※施設等利用費の詳しい内容については、別途の御案内を御覧ください。

※お支払いいただいた保育料金を超える支給はできません。詳しくは2ページ【補足】を御覧ください。

【申請書配布場所】

- ・通園している保育所（補助金対象施設である市内・市外認証保育所，市内・市外認可外保育施設）
- ・保育幼稚園課（市役所第2庁舎1階）

※市ホームページからダウンロードできます。ページ番号検索「1001118」，「1020864」

本ページに該当する方は、以下の「保護者助成金の申請書類」と「施設等利用費の請求書類」の両方を提出する必要があります。添付書類も含めて郵送・持参によりすべて御提出ください。

【保護者助成金の申請書類】

- ・第1子のお子様の申請書類（申請書のみ提出，添付書類は不要）

「国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書」様式第1号（第6条関係）

- ・第2子以降のお子様の申請書類

「国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書」様式第1号（第6条関係）

「契約書の写し」・・・認可外保育施設と入園時に交わした利用契約に係る契約書や申込書のコピー，または契約時間等が記載されているもの（認証保育所は不要です）。

「領収証」・・・施設等利用費の請求に添付する「領収証」で兼ねられます。

「(非)課税証明書」・・・0歳～2歳児クラスのお子様の申請のうち，

令和5年1月1日に国分寺市の住民登録がない方は添付ください。

非課税世帯は，世帯全員分の非課税証明書を添付ください。

(令和5年1月1日に国分寺市の住民登録がある世帯は添付が不要です)

※振込先にお子様の口座は指定できませんので御注意ください。

【施設等利用費の請求書類】

「施設等利用費請求書（償還払い用）」様式第8号（第7条関係）

「領収証」（原本）※1

「特定子ども・子育て支援提供証明書」※2

※1，※2は，施設から発行を受け御用意ください。両方を兼ねている書類でも構いません。また施設での発行に時間がかかる場合があります。期限に余裕を持って御準備ください。

※振込先にお子様の口座は指定できませんので御注意ください。

【受付期間】

〈期限厳守〉

令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで

*郵送の場合は必着

※受付期間内に書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず、審査の対象外となり、助成金のお支払いができなくなる可能性があります。提出をお忘れにならないよう御注意ください。特別な事情等がある場合には、事前に御連絡くださいますようお願いいたします。

【決定通知書の発送】

令和6年5月中旬から下旬頃を予定

※「保護者助成金」については、申請書類を審査のうえ、交付決定の可否と支払金額を決定します。

※「施設等利用費」については、市からの通知はありません。通帳記帳等により御確認ください。

【助成金振込日】

令和6年5月下旬頃を予定

※保護者助成金は、交付決定通知書発送後に振り込みます。

※施設等利用費と保護者助成金の入金日が同日とは限りませんので、あらかじめ御了承ください。

【その他】

- (1) 年齢は当該年度の4月1日時点での満年齢です。
- (2) 「第1子」とは児童が被監護者のうち最年長者である場合を、「第2子以降」とは児童が被監護者のうち最年長者以外の者である場合をいいます。
- (3) 幼児養育費補助金との併用はできません。
- (4) 兄弟姉妹の申請、請求がある場合は、一人分ずつの書類を御用意ください。

【問い合わせ先・受付時間】

【所在地等】

国分寺市役所 第二庁舎1階 子ども家庭部保育幼稚園課

【申請について】

保育幼稚園課給付管理係 電話 042-325-0111(内359)

Mail hoiku-y@city.kokubunji.tokyo.jp

【認定について】

保育幼稚園課入園相談係 電話 042-325-0111(内383)

Mail hoiku-y@city.kokubunji.tokyo.jp

【受付時間】

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時まで

【受付方法】

保育幼稚園課の窓口までお持ちいただく、または郵送にて御提出ください。

郵送提出先（下記を切り取ってラベルとしてもお使いいただけます）

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1
国分寺市役所子ども家庭部
保育幼稚園課給付管理係 行

記入例

こちらの用紙はすべてご記入ください

様式第1号（第6条関係）

令和〇年 〇 月 〇 日

国分寺市長 殿

国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書

国分寺市認証保育所等保護者助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、助成対象者の要件の審査のため、市の公簿等により確認することに同意します。

1 申請者	ふりがな こくぶんじ たろう	児童との続柄	父
保護者氏名	国分寺 太郎		
住所	国分寺市戸倉1-6-1	電話	042-325-0111

2 対象児童	ふりがな こくぶんじ はなこ	生年月日	20△△年〇月〇日
児童氏名	国分寺 花子	第1子 第2子以降	市町村民税 課税 非課税
入園施設名	〜〜〜保育園	(入園日)	〇年〇月〇日
		(在籍クラス)	1 歳児クラス

3 申請金額	<input checked="" type="checkbox"/> 申請金額の算定は市に委任します。		
10 月分	27,000円	1 月分	27,000円
11 月分	27,000円	2 月分	27,000円
12 月分	27,000円	3 月分	27,000円
		合計	162,000円

支払金口座振替依頼書	住所 国分寺市戸倉1-6-1	銀行名 (銀行コード: 〇〇〇)	支店名 (支店コード: 〇〇〇)
依頼者氏名 国分寺 太郎	銀行・農協 信金・信組	〇〇〇 支店 出張所	
金融機関	口座種別 (普通・当座)	口座番号	
		1 2 3 4 5 6 7	
	口座名義 (カタカナ) コクブンジ タロウ		
	口座名義 (漢字) 国分寺 太郎		

(注) 依頼者及び振替口座名義は、申請者と同一でなければ振込みはできません。

年 月 日

国分寺市長 殿

国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書

国分寺市認証保育所等保護者助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 なお、助成対象者の要件の審査のため、市の公簿等により確認することに同意します。

記

1 申請者

ふりがな		児童との続柄	
保護者氏名	㊦		
住 所		電 話	

2 対象児童

ふりがな		生 年 月 日	年 月 日
児 童 氏 名		第1子 第2子以降	市町村民税 課税 非課税
入園施設名		(入 園 日)	年 月 日
		(在籍クラス)	歳児クラス

3 申請金額

申請金額の算定は市に委任します。

月分	円	月分	円
月分	円	月分	円
月分	円	月分	円
合 計			円

支払金口座振替依頼書

依頼者	住所																								
	氏名 ㊦																								
振込先金融機関	銀行名（銀行コード：						支店名（支店コード：																		
	銀行・農協 信金・信組						支 店 出張所																		
	口座種別		(普通・当座)				口座番号																		
							<table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																		
口座名義(カタカナ)																									
口座名義(漢字)																									

(注) 依頼者及び振替口座名義は、申請者と同一でなければ振込みはできません。